

第41課 財産権の概念

「財産権」という言葉は様々な意味に使われることがあるが、ここでは、財産権とは、私権の一つであって、経済的利益を目的とする権利であると理解しておこう。この意味で、財産権は、私権であっても、個人の名誉などの人格権や、一定の身分関係から生じる身分権（例えば親子関係から生じる子の監督権など）と区別される。

「財産」という言葉の響きから、つい、お金や物のみを想像しがちであるが、ここでいう財産とは、それらばかりではなく、目に見えない財産も含む。つまり、財産には、有体財産と無体財産があるのである。

有体財産はすなわち「物」である。権利の客体としての「物」については民法第85条から第89条に規定がある。

有体財産—有体物は、**不動産**と**動産**に分かれる。不動産とは、「土地及ヒ其定著物」（民法第86条第1項）で、それ以外の有体物はすべて動産である（同第2項）。定著物（「ていちゃくぶつ」）とは、土地にくっついていて、簡単には取り除けない物を言い、建物や樹木、橋などがこれにあたる。なお、日本の民法では、土地と建物は別個の不動産とされている。後に詳しく学ぶが、これらの「物」を直接支配する権利を「**物権**」という。

一方、無体財産の主要なものは「**債権**」と「**知的財産権**」である。これらは目に見えない「権利」であり、もちろん有体物ではない。

債権は、財産権ではあるが、物を直接に支配する権利である物権とは異なり、人に対する権利であり、他人に一定の行為、例えば物を引き渡すとか、お金を払うとか、その他何らかの行動をする（あるいは、しない）ことを求める権利である。

知的財産権とは、人の精神的活動の結果を内容とする財産権であり、著作権と、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などがこれに該当する。このうち、著作権は、特に登録などの手続きをしなくても、作品を作っただけで保護されるのに対し、その他の権利（これら4つの権利をまとめて「**工業所有権**」と呼ぶことがある）は、登録という手続きをしないと保護されない。

日本の民法は、財産権として物権と債権のみを規定しており、知的財産権については規定せず、知的財産権については、それぞれ、「著作権法」、「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」及び「商標法」という個別の法律で規律している。

1 重要語句

a 物

本文にあるように、民法は第85条から第89条にかけて権利の客体としての「物」について若干の規定を置いている。民法上物とは「有体物」を指し、あえてこれを定義すれば「空間の一部を占める外界の物質」ということになる。しかし、法律上「物」として取り扱われるのは人の支配が可能な物でなければならず、月や星などの天体は民法上の「物」とは言えないし、生きている人間の体は権利の客体にはならないから、これも「物」ではない。

b 不動産

土地に定着している物は、原則として土地から独立した不動産とは認められないが、建物については、日本の法律では、その敷地とは別個の独立した不動産とされていることに注意が必要である。

c 動産

動産とは、不動産以外の物であるが、2つのことに注意。

まず、「金銭」も有体物であるので、動産であることは疑いないが、物としての個性はなく、価値そのものと考えられるべきものである。つまり、金銭を受け取るということは、物を受け取るのではなく、金銭という物が表している一定の「価値」を受け取るということなのである。このような金銭の特殊性から、動産に関する民法の規定の一部（民法第172条、第192条など）は金銭には適用されないものとされている。

次に、商品券や劇場観覧券などの「無記名債権」は、物体としての券そのものが問題となるのではなく、その内容である債権が問題となるので、本来は物ではないが、その債権の取引はすべてその券の授受によって行われるため、民法はこれを動産とみなしている（民法第86条第3項）。

d 物権と債権

日本の民法は、財産権を、物に対する直接の支配権である物権と、人に何かを求める権利である債権とに分けている。物権と債権では権利の性質が大きく違い、ある権利が物権なのか（あるいは物権的性質をもっているのか）、それとも債権なのか（あるいは債権的性質をもっているのか）によって取り扱いがかなり異なることに注意しながら学習を進めてほしい。